自動車販売業者届出書（令和３年改訂版）

　自動車販売業者の販売のための自動車の取得（以下「商品車」という。）にかかる自動車税環境性能割について、地方税法第１４６条第２項及び熊本県税条例第９９条第２項の規定により課税対象外としたいので、次のとおり自動車販売を業としていることを届け出ます。

令和　 　　年　 　　月　 　　日

　熊本県知事　様

　　　　　　　　　　　　 届出者 氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 許可証番号 |  |
| 交付年月日 | 年　　　月　　　日 |
| （ふりがな） |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 管轄警察署 | （　　　　　　　　）警察署 |

**主たる営業所**

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな） |  |
| 名　　称 |  |
| 所 在 地 |  |
| 電話（　　　　　）　　　　－　　　　　　番 |

**熊本県内に有するその他の営業所**

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな） |  |
| 名　　称 |  |
| 所 在 地 |  |
| 電話（　　　　　）　　　　－　　　　　　番 |
| （ふりがな） |  |
| 名　　称 |  |
| 所 在 地 |  |
| 電話（　　　　　）　　　　－　　　　　　番 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡先 | 職名・氏名 |  |
| 電話番号 | (　　　)　　　　－ |

１　古物商許可証のコピーを添付してください。（許可証番号が記載されているページ及び異動事項の欄に記載がある場合は、異動事項のページのコピー）

２　熊本県内にその他の営業所が３以上ある場合は、別紙に記入し添付してください。

３　本届出書を提出された場合においても、商品車として登録される際は、自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）に「古物商許可番号」及び所有形態に「３．商品車」を必ず記載してください。

４　商品車として登録した自動車について、**当該自動車販売業者が運行の用に供した場合**におい　ては、当該運行の用に供することを「自動車の取得」と、当該自動車販売業者を「自動車の取得者」とみなして、**自動車税環境性能割が課せられることになります。**